

原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設の指定又は指定の変更に係る手続き等に関する規程

令和2年2月1日

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第12条第1項、第2項及び第6項並びに原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令（平成24年文部科学省・経済産業省令第3号）第2条の規定に基づき、並びに同法及び同内閣府令を実施するため、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設の指定又は指定の変更に係る手続き等に関する規程について、次のように定める。

（緊急事態応急対策等拠点施設の指定又は指定の変更に係る意見の聴取の様式）

第1条 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「法」という。）第12条第2項に基づき内閣総理大臣が行う原子力規制委員会、所在都道府県知事（法第7条第2項に規定する所在都道府県知事をいう。以下同じ。）、所在市町村長（法第7条第2項に規定する所在市町村長をいう。以下同じ。）及び当該緊急事態応急対策等拠点施設の所在地を管轄する市町村長（所在市町村長を除く。）並びに当該緊急事態応急対策等拠点施設に係る原子力事業者の意見の聴取（当該意見の聴取と併せて第3条に規定する代替施設の指定又は指定の変更に係る意見の聴取を行う場合を含む。）については、別紙1又は別紙2により行うものとする。

（内閣府令の制定又は改廃に係る意見の聴取の様式）

第2条 法第12条第6項に基づき内閣総理大臣が行う原子力規制委員会の意見の聴取については、別紙3により行うものとする。

（代替施設の指定）

第3条 内閣府政策統括官（原子力防災担当）（以下「政策統括官」という。）は、法第12条第1項に基づき指定する緊急事態応急対策等拠点施設ごとに、原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令（平成24年文部科学省・経済産業省令第3号。以下「内閣府令」という。）第2条の表のうち、原子炉設置者（発電用原子炉（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「規制法」という。）第2条第5項に規定する発電用原子炉をいう。以下同じ。）を設置する者に限る。）の区分に係る要件（14）又は原子炉設置者（発電用原子炉を設置する者を除く。）、加工事業者、貯蔵事業者、再処理事業者、廃棄事業者及び使用者の区分に係る要件（14）に規定する当該緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設（以下「代替施設」という。）を指定するものとする。

2 前項に定める指定については、別紙4により行うものとする。

(代替施設の指定又は指定の変更に係る意見の聴取)

第4条 政策統括官は、代替施設を指定し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、原子力規制庁長官、所在都道府県知事及び所在市町村長、当該代替施設の所在地を管轄する都道府県知事（所在都道府県知事を除く。）及び市町村長（所在市町村長を除く。）並びに当該緊急事態応急対策等拠点施設に係る原子力事業者の意見を聴くものとする。ただし、内閣総理大臣が、法第12条第1項に基づき、当該緊急事態応急対策等拠点施設を指定し、又は変更する際に、既に、当該代替施設を含め、同条第2項に基づき意見を聴いている場合には、この限りでない。

2 前項本文に定める意見の聴取については、別紙5又は別紙6により行うものとする。その際、政策統括官は、当該代替施設が内閣府令に定める要件に適合していることを証する書類その他の当該代替施設に関する資料を添付するものとする。

(代替施設の指定又は指定の変更の通知)

第5条 政策統括官は、第3条第1項の規定により、代替施設の指定又は指定の変更を行った場合は、速やかに内閣府ホームページに掲載するとともに、所在都道府県知事及び所在市町村長、当該代替施設の所在地を管轄する都道府県知事（所在都道府県知事を除く。）及び市町村長（所在市町村長を除く。）、関係周辺都道府県知事（法第7条第2項に規定する関係周辺都道府県知事をいい、当該代替施設の所在地を管轄する都道府県知事を除く。）並びに当該緊急事態応急対策等拠点施設に係る原子力事業者に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項に定める通知については、別紙7により行うものとする。

(別紙1)

府政原防 号
令和 年 月 日

〇〇 宛て

内閣総理大臣 名

緊急事態応急対策等拠点施設【及び当該緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設】の指定に係る意見の聴取について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第12条第1項【及び原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設の指定又は指定の変更に係る手続き等に関する規程（令和〇年〇月〇日府政原防〇号）第3条第1項の規定】に基づき、下記のとおり緊急事態応急対策等拠点施設【及び当該緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設（以下「代替施設」という。）】を指定してよろしいか、同法第12条第2項の規定により、あらかじめ、貴〇〇の意見を伺います。

記

1. 原子力事業所名 〇〇〇〇
2. 緊急事態応急対策等拠点施設名 〇〇〇〇
3. 当該緊急事態応急対策等拠点施設の住所 〇〇〇〇
- 【4. 代替施設名 〇〇〇〇】
- 【5. 当該代替施設の住所 〇〇〇〇】

(別紙2)

府政原防 号
令和 年 月 日

〇〇 宛て

内閣総理大臣 名

緊急事態応急対策等拠点施設【及び当該緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設】の指定の変更に係る意見の聴取について

平成〇年〇月〇日付けで原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第12条第1項に基づき指定した緊急事態応急対策等拠点施設【及び当該緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設（以下「代替施設」という。）】につき、下記のとおり変更することとしてよろしいか、同条第2項の規定により、あらかじめ、貴〇〇の意見を伺います。

記

1. 原子力事業所名 〇〇〇〇
2. 緊急事態応急対策等拠点施設名 〇〇〇〇
3. 当該緊急事態応急対策等拠点施設の住所 〇〇〇〇
- 【4. 代替施設名 〇〇〇〇】
- 【5. 当該代替施設の住所 〇〇〇〇】

※変更の内容

〇〇〇〇

(別紙3)

府政原防 号
令和 年 月 日

原子力規制委員会 宛て

内閣総理大臣 名

原子力災害対策特別措置法第12条第1項及び第4項の規定に基づく内閣府令の
【制定・改正・廃止】に係る意見の聴取について

原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第12条第1項及び第4項に基づき、別添のとおり内閣府令を【制定・改正・廃止】することとしてよろしいか、同条第6項の規定により、あらかじめ、貴委員会の意見を伺います。

(別紙4)

府政原防 号
令和 年 月 日

緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設の指定について

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設の指定又は指定の変更に係る手続き等に関する規程（令和〇年〇月〇日府政原防〇号）第3条第1項の規定に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設（以下「代替施設」という。）を下記のとおり指定する。

記

原子力事業所	緊急事態応急対策等拠点施設		代替施設	
	名称	場所	名称	住所

(別紙5)

府政原防 号
令和 年 月 日

〇〇 宛て

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設の指定に係る意見の聴取について

原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設の指定又は指定の変更に係る手続き等に関する規程（令和〇年〇月〇日府政原防〇号）第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設（以下「代替施設」という。）を指定してよろしいか、同規程第4条第1項の規定により、あらかじめ、貴〇〇の意見を伺います。

記

1. 原子力事業所名 〇〇〇〇
2. 代替施設名 〇〇〇〇
3. 当該代替施設の住所 〇〇〇〇

(別紙6)

府政原防 号
令和 年 月 日

〇〇 宛て

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設の指定の変更に係る意見の聴取について

原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設の指定又は指定の変更に係る手続き等に関する規程（令和〇年〇月〇日府政原防〇号）第3条第1項の規定に基づき指定した緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設（以下「代替施設」という。）につき、下記のとおり変更することとしてよろしいか、同規程第4条第1項の規定により、あらかじめ、貴〇〇の意見を伺います。

記

1. 原子力事業所名 〇〇〇〇
2. 代替施設名 〇〇〇〇
3. 当該代替施設の住所 〇〇〇〇

※ 変更の内容

〇〇〇〇

(別紙7)

府政原防 号
令和 年 月 日

〇〇 宛て

内閣府政策統括官（原子力防災担当）

緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設の【指定・指定の変更】について（通知）

原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策等拠点施設の指定又は指定の変更に係る手続き等に関する規程（令和〇年〇月〇日府政原防〇号）第3条第1項の規定に基づき、緊急事態応急対策等拠点施設が使用できない場合にこれを代替することができる施設の【指定・指定の変更】を行ったので、同規程第5条第1項に基づき、別添のとおり通知する。